原判決を破棄する。 被告人を懲役二年及び罰金三〇万円に処する。

右罰金を完納することができないときは金一、〇〇〇円を一日に換算し た期間被告人を労役場に留置する。

原審における未決勾留日数中二〇日を右本刑に算入する。

本件控訴の趣意は、記録に綴つてある弁護人土田嘉平作成名義の控訴趣意書に記 載のとおりであるから、ここにこれを引用する(ただし、控訴趣意第一点は、法令適用の誤のほか、事実誤認を主張するものであると附加訂正した。)。

事実誤認ないし法令適用の誤について。

所論は、要するに、原判決は被告人が国立A病院の当直医師Bを脅迫して麻薬注 射液オピスコを注射施用させた行為(原判示第一の(一))及びそれが未遂に終つ た行為(同(二))を恐喝罪及び同未遂罪に該当するとして刑法二四九条一項(未遂につき同法二五〇条)を適用したが、右医師の注射施用は、非財産的な医療行為 であって、恐喝罪の要件である財産的処分行為ではないのにかかわらず、これを強 要罪でなく、恐喝罪と認定判示した原判決は、明らかに判決に影響を及ぼすべき事 実誤認をしたか、または法令の解釈適用を誤つたものである、というのである。 考察するに、まず、その事実関係を原判決が挙示する関係証拠によって と、仲間のC、Dとともに須崎市まで出向いて更に飲酒し、夜更けて翌二七日午前

明らかにすると、被告人は、昭和四一年一〇月二六日夜高知市内で飲み歩いたあ 三時過頃ダクシーで高知市内に帰る途中、腹部(胃)に痛みを感じたので、かつて、原判示国立A病院で医師を脅して麻薬であるオピスコを注射施用させたことが あるところから、それを思い立ち、同日午前三時三〇分頃右Cらとともに同病院に 立寄り、当直員を起こして診察を求め、同病院内科診察室において当直医師Bの診 察を受けたのであるが、右医師や看護婦らに対し、「E(同病院の前院長)おる か。世話になつたことがある。」などと言つて横柄な態度で応接し、同医師が腹部 は平気だ。」と言つて執拗にこれを要求し、また、傍にいる前記でも「早く打つて やれ。」と言い立て、同医師がもしこれを拒否したならばその生命、身体等にいか なる危害を加えるかも知れないような態度を示して同医師を脅迫し、これに畏怖した同医師は、やむなく右要求に応じてオピスコ注射液一本(一CC)のうち〇・五 CCだけを被告人に注射施用し、それ以上施用すると生命に危険があると言つて拒 否すると、被告人が「その残りはCに打つてくれ。」と言うので、やむなく残りの注射液〇・五CCを右Cに注射施用したのであるが、このようにしてその診療が終 ると、待ち合わせていた前記Dが被告人らに代つて診療費五五〇円を係員に支払つ ともども同病院を立ち去つたこと(以上原判示第一の(一)の関係) 被告人は、同年一一月一日午前零時五〇分頃、高知市内で飲酒したあと 外一名を伴つて前記国立A病院に赴き、前記と同様当直のB医師や看護婦らを起こ したうえ、右手挫傷痛と喘息との診療を求め、かつ、同時にオピスコ注射液の注射 施用を要求し、前同様の態度を示して同医師を脅迫したが、同医師がそれに畏怖し ながらも容易に肯ぜず、アロテツク、ブスコパンで効くと言つて説明しながらこれ らの注射施用をするうち、同病院の届出によつてかけつけた警察官に逮捕されてそ の目的を果すことができなかつたものであること(以上原判示第一の(二)の関 係)、右の各事実を認めることができる。

(で、、こいしずへで配いっしこが、こので。 〈要旨〉按ずるに、強要罪と恐喝罪とは、人を畏怖させて意思決定の自由を侵害する点において共通するものである〈/要旨〉が、強要罪が非財産的利益の供与ないし行為を対象とするのに対し、恐喝罪は財産的処分行為を対象とする点において明らかに相違があり、その相違こそ自由に対する罪としての強無罪と財産犯でもる恐惧問 に相違があり、その相違こそ自由に対する罪としての強要罪と財産犯である恐喝罪 との差異に由来するものにほかならない。ところで、およそ、医師が患者を診察し た結果その治療を必要とする限り、その症状に応じて投薬ないし処方箋の交付のほ か各種の注射を施用することは治療手段として当然のことであり、右医師の診察と これに伴つて行なう注射施用等の治療手段とは一体となつて医師の技能および技術 の発現ないしは行使としての医療行為であると解すべきであつて、その治療に用い

る注射液等の薬剤そのものが財産的価値のあるものであることを理由に、注射液の注射施用もしくは投薬をとらえて恐喝罪のいわゆる財産的処分行為であるとするのは医療行為の性質を正解しないものといわなければならない。そのことは、かりに右注射液等の薬剤が、法律上の規制が厳しくその使用が限極されている医薬品、例えば麻薬であるオピスコ注射液のようなものであつたとしても別異に解すべき理由はないし、また、右治療行為として投与されるものである限り、それが経口薬であつても同様に解すべきものと考えられる。

以上の次第であるから、原判決がその判示第一の(一)、(二)の各事実につき、その所為を恐喝罪及び同未遂罪に該当すると判断したのは、事実を誤認したか、法令の解釈適用を誤つたものというべきであつて、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、論旨は理由があり、その余の控訴趣意について判断するまでもなく、原判決はこの点で破棄を免れない。

までもなく、原判決はこの点で破棄を免れない。 よつて、刑訴法三九七条、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書により当裁判所において直ちに判決することとするが、前記恐喝及び同未遂の各公訴事実(昭和四一年一一月一一日付起訴状公訴事実第一、第二)については、当審にないて、検察官から予備的に強要罪及び同未遂罪に訴因並びに罰条を変更する旨申立があり、当裁判所もこれを許可したので、これら各訴因について判断すべきところ、右本位的訴因(原判示第一の(一)、(二)の各事実)である恐喝罪、同未遂の認められず、予備的訴因である強要罪、同未遂罪の認められることはいずれも前説示のとおりであり、従つて、本位的訴因(恐喝、同未遂)については犯罪の証明がないが、予備的訴因(強要、同未遂)についてはこれを肯認するに十分であるので、以下次のとおり認定判示する。

(罪となるべき事実)

被告人は

第一、(一)Cと共謀のうえ、昭和四一年一〇月二七日午前三時三〇分頃高知市a戊b番地国立A病院内科診察室において、胃痛のため同病院の当直医師Bの診療を受けるにあたり、麻薬であるオピスコの注射施用をすべき場合でないのに、被告人において、「E(同病院の前院長)は居るか。オピスコを打て。刑務所へ行ておつたからお礼に打つてもらつてもよいわ。オピスコでないと効かない。麻薬んか平気だ。」などと、また前記Cにおいて「早く打つてやれ。」などとそれぞれ活気荒く申し向けて右オピスコの注射施用を要求し、右要求に応じなければ同医師気荒く申し向けて右オピスコの注射施用を要求し、右要求に応じなければ同医師の生命、身体にいかなる危害を加えるかも知れないような態度を示して同医師を自し、よつて間もなく同所において、同医師をして被告人及びCに対し前記オピスコ注射液各〇・五CCをそれぞれ注射施用させ、もつて同医師をして義務なき行為を行なわしめ

(二) 同年一一月一日午前零時五〇分頃前同所において、右手挫傷痛、喘息のため前記B医師の診療を受けるにあたり、前記オピスコを注射施用すべき場合でないのに、「手が痛いから見てくれ。オピスコを打て。」などと語気荒く申し向けて右オピスコの注射施用を要求し、右要求に応じないときはいかなる危害を加えるかも知れない態度を示して同医師を脅迫し、前同様医師をして義務なき行為を行なわ

しめようとしたが、同病院の届出によりかけつけた警察官に逮捕されたため、その目的を遂げなかつた ものである。

(証拠の標目) (省略)

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 木原繁季 裁判官 深田源次 裁判官 岡崎永年)